

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年7月10日 11時04分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島西方沖（友ヶ島水道中ノ瀬戸） 地ノ島灯台から真方位264° 1.47海里付近 （概位 北緯34° 17.7′ 東経135° 01.8′）
事故の概要	プレジャーボートSilver Bulletは西進中、また、プレジャーボートいがみ2号は漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Silver Bullet、2.60トン 252-27421和歌山、スマートアップ株式会社 B プレジャーボート いがみ2号、5トン未満（8.29m） 240-33494大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南流
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、‘プレジャーボートが数隻集まっている釣り場’（以下「本件釣り場」という。）で船首を北方に向け、釣りをして漂流中、潮流によって船首が徐々に西方に落とされたので、船長Aが船首を潮に立てる目的で周囲を見ながら‘機関の発停機能を有するリモコン装置’（以下「本件潮立装置」という。）を操作したところ、機関が前進に入り、西進を開始した。 船長Aは、船首方のB船に向かう状況に驚き、どうすることもできず、船首部がB船の右舷に衝突したことを認めた。 船長Aは、本件潮立装置の異なるダイヤルを操作したので機関が前進に入り、B船に向かう状況になったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人を乗せ、本件釣り場で船首を北方に向け、漂流して釣りを行っていた際、船長Bが約10m右舷方で釣りをしていたA船がゆっくりとB船に向かって航行を始めたことを認めたが、A船が本件釣り場内で場所を移動すると思い、主機を中立状態として漂流を続けていたところ、右舷部がA船の船首部に衝突した。

<p>分析</p>	<p>A船は、船首を北方に向け、本件釣り場で釣りをしながら漂泊中、船長Aが、西方に向いたA船の船首を北方に向首させようと、周囲を見ながら本件潮立装置の異なるダイヤルを操作したことから、機関が前進に入り、船首部が西方にいたB船の右舷に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北方に向け、本件釣り場で釣りをしながら漂泊中、船長Bが、右舷方から接近するA船を認めたものの、A船が本件釣り場内で場所を移動すると思い、そのまま漂泊を続けたことから、右舷部がA船の船首部に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が、共に船首を北方に向け、本件釣り場で釣りをしながら漂泊中、船長Aが、西方に向いたA船の船首を北方に向首させようと、周囲を見ながら本件潮立装置の異なるダイヤルを操作したため、機関が前進に入り、また、船長Bが、右舷方から接近するA船を認めたものの、A船が本件釣り場内で場所を移動すると思い、そのまま漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潮立装置の機能を有する船舶の船長は、釣り船等が集まる海域で移動及び船首方位を変更する場合、同装置の機能を解除して手動で操船すること。 ・ 船長は、近距離にプレジャーボート等が集まる釣り場でリモコンを使用して操船する際、ダイヤル位置を確認して操作すること。 ・ 船長は、漂泊中であっても、主機及び舵を使用できる準備をしておき、他船の接近を認めた際、周囲の状況を確認して直ちに避けること。